

平成 24 年 11 月 15 日

内閣官房長官

藤村 修 様

自殺対策を推進する議員有志の会

「地域自殺対策緊急強化基金の継続」を強く求める要望書

<内容>

今年 は 15 年ぶりに年間自殺者数が 3 万人を下回る見込みとあって、自殺対策への社会的な関心が高まっている。この減少を実現させたのは、自殺対策の推進に必要な 3 要素。即ち、「自殺の地域データ」と「先駆的な取組事例」、そして「財源」である。

とりわけ、地域の自殺対策力強化のために平成 21 年に造成された「地域自殺対策緊急強化基金（以下、「基金」）」は、現場の活動を担う民間団体や自治体の取組を強く後押しする形で、自殺対策の全国的な基盤整備に極めて重要な役割を果たしてきた。

ようやく軌道に乗り始めた我が国の自殺対策を瓦解させ、再び年間自殺者を 3 万人台に逆戻りさせないよう、平成 25 年度以降の「基金」の継続・拡充を強く要望する。

<要望の背景>

我が国の自殺者数が激増に転じたのは平成 10 年。大手金融機関が相次いで破たんした翌年、それまで 2 万人台の前半で推移していた年間自殺者数が 3 万人を超えた。

国は平成 18 年に自殺対策基本法を策定し、平成 21 年には 100 億円の「基金」を造成。当初は情報不足で対策も足踏み状態であったが、警察庁の「自殺の地域データ（市区町村別）」が平成 22 年から広く公表されるようになり、地域の様々な活動から「先駆的な取組事例」も生まれるようになったことで、「基金」を有効活用するための条件が整った。それまで放置されてきた「自殺未遂者支援」や「自死遺族支援」、「若年世代向けの自殺予防」や「自殺リスク地での NPO 支援」等が広く進められるようになり、結果、例えば東京都のモデル事業として対策に取り組んでいる足立区が昨年の自殺者数を前年比で 20%減少させるなど、各地で成果が形になってきた。

さらに、自殺対策に取り組むプレーヤー（主体）も育ってきた。「自殺のない社会づくり市区町村会」の参加自治体は 228 を数え、自殺対策をけん引してきた民間団体で作る全国ネットワークへの参加も 70 団体を超えた（平成 24 年 11 月 13 日現在）。今年 8 月に改定された「自殺総合対策大綱」は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という理念を掲げ、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図る」と明確に謳っている。これからの自殺対策において、自治体や民間団体が担うべき役割はより一層大きなものになってくる。

しかし、自治体や民間団体の活動を下支えしている「基金」が継続されなければ、せっかくの新しい大綱も絵に描いた餅に終わってしまう。これまで積み上げてきた我が国の自殺対策の基盤も崩壊しかねない。

これらの諸事情をご考慮いただき、平成 25 年度以降も「基金」の期間延長と積み増しを実現していただくよう、強く要望する。

以上